

小野市長 様
小野市議会議員 様
小野市市会議員 各位

要 望 書

2013年2月17日

特定非営利活動法人 神戸の冬を支える会
理事長 森山 一弘

1 私どもは、神戸市、姫路市、尼崎市をはじめ、県内各地域において野宿を余儀なくされている人、生活に困っている人への支援活動を行っている NPO 法人です。今般、貴市市議会において「小野市福祉給付適正化条例」という条例案（以下「本条例案」という）が上程・審議される予定との報道に接し、その内容と問題性を到底看過することが出来ず、本条例案の市議会への上程を直ちに撤回し、またすでに上程された場合においてはすみやかに本条例案を廃案にされるよう、以下のとおりに要望いたします。

2 本条例案は生活保護法、児童扶養手当法、「その他福祉制度に基づく公的な金銭給付」を「受給している者又は受給しようとする者」が、「偽りその他不正な手段により」給付を受けたり、「給付された金銭を、パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消し、その後の生活の維持、安定向上ができなくなるような事態を招」かないために、市民相互間に「市及び関係機関の調査、指導等の業務」への積極的な協力、情報提供の責務を定めるとともに、「小野市福祉給付制度適正化協議会」ならびに「小野市福祉給付制度適正化推進員」なるものを設置し、調査活動等にあたらせるという内容になっています。

報道の見出しでは「生活保護費でパチンコだめ」などと報じられていますが、実は対象は生活保護制度利用者に限らず、しかも制度利用者のみならず「受給しようとする者」までを対象に含んでいるのであり、また問題とされている行為についても、賭博行為による金銭の費消に限定されず、きわめて広範でいかようにも解釈できるものになっています。

3 このように対象がきわめてあいまいでかつ市民に過大な義務を課す条例が実施されてしまえば、生活保護制度、児童扶養手当制度、その他福祉制度に基づく公的な金銭給付を受けている人、受けようとしている人は、たえず「適正化協議会」「適正化推進員」の監視と調査活動のもとにおかれ、情報提供と調査協力の「責務」を課された市民相互の監視体制のなかで、いつ指弾され、あるいは不利益処分を受けてもおかしくないという不安と恐怖の中で過ごさざるをえなくなります。

それは疑心暗鬼と社会的憎悪の増大をももたらすものであり、このような社会は生活保護制度をはじめとしたさまざまな社会福祉・社会保障制度を利用していない人も含め、すべての市民にとって決して望ましいものとはいえないと考えられます。

また、このような不安と監視のもとにおかれることへの危惧から、生活保護制度をはじめとするさまざまな社会福祉・社会保障制度の利用を躊躇することにもつながりかねず、困窮状態にある人たちの生活状況をさらに悪化させ事態を深刻にしてしまうおそれもあります。

4 もちろん、偽りもしくは不正な手段で、本来要件を欠く社会福祉・社会保障の給付を受けることは許されることではありません。しかしこれは現場において適切に対処することにより解決しうる問題であり、またそのように解決がはかられるべきものです。いわゆる「不正受給」とされている事案については、本来不正といえないようなケース、適切なアドバイスにより未然に防止できたケースも少なくないことが全国各地から報告されており、その発見と解決のためには高度の専門的知見を要するケースも存在します。その意味で問題解決のためには、すでにある福祉事務所をはじめとした公的機関の拡充とサポートの質の向上こそが求められているのであり、本条例案にいう「協議会」「推進員」の効果のほどは疑わしいといわざるをえません。

5 また、パチンコや競馬・競艇といった公営ギャンブルにのめりこんでしまい、さまざまな社会福祉・社会保障制度を利用しながらも生活困窮に陥ってしまうという事案が少なからず存在しているのは事実です。しかし、そのような事案において、当事者が継続して自立生活を送っていくために必要なことは決して監視や恫喝ではありません。

今日においては、そうした事案の背後には、たとえば依存症の問題が横たわっていることが多いと指摘されています。あるいは当事者がさまざまなレベルでの発達障害を持っていることによる困難が背景にあるケースもあります。そうした場合において必要なのは、専門的知見もふまえながら粘り強く行われる医療的ケア、あるいは公的機関や民間諸団体によっておこなわれるソーシャルワーク・自立支援なのであって、その根底におかれるべきなのは当事者の自由の尊重であり、根源的な意味での当事者への信頼です。そして、そのサポート、ソーシャルワークの質の向上のために必要なのは、やはり既に存在している福祉事務所をはじめとした現場のサポート体制の拡充であり、あるいは民間でさまざまな取り組みがなされている支援活動への助成です。

ところが本条例案は、根底にあるべき自由の尊重と当事者への信頼をそこなうものとなっています。その問題点はたとえば本条例案4条3項が、生活保護法27条2項に「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し」とある条文をひくに際し「受給者の意思を尊重し」と言い換えているところにも、端的にあらわれています。そして本条例案によってもたらされる不安や疑心暗鬼の増大は、地道に取り組みされているさまざまな当事者の自立

支援に向けた取り組みを推し進めるどころか根底から覆しかねないものでもあります。

6 以上にみるとおり、この本条例案は、実施されれば生活保護利用者をはじめとする社会福祉・社会保障制度利用者の自由と権利を侵害し、市民の間に不安と社会的憎悪を増大させ、私たちの支援活動はもとより市民生活全般に多大な悪影響を及ぼしかねないとの危惧を抱かざるをえないものです。ただちに市議会への上程を撤回し、もしくはすみやかに廃案にされるよう要望いたします。

なお、以上の要望書については本日現在において下記のと通りの団体賛同を得ており、さらに全国各地から賛同の声が寄せられていることを付言いたします。